

がん検診を無料で受診できます

市では、対象年齢の人に、子宮頸がん検診と乳がん検診の「無料クーポン券」を送付します。クーポン券を利用することで、対象のがん検診を無料で受診できます。がんの早期発見と健康管理のため、この機会にぜひ受診してください。



●対象

令和6年4月20日時点で橋本市に住民登録があり、下記対象年齢に該当する女性。

●子宮頸がん検診：20歳

平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ

●乳がん検診：40歳

昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生まれ

●クーポン券利用期限

令和7年2月28日(金)

●受診方法

無料クーポン券に同封する案内に記載されている実施医療機関に直接申し込んでください。乳がん検診は、市が実施する集団検診でも受診できます。

●橋本市のがん検診をすでに受診した人は

対象となる人で、4月1日以降に実施医療機関で受診した人は自己負担金を還付します。詳しくは、クーポン券に同封する案内をご覧ください。

●問い合わせ いきいき健康課 ☎33-6111

後期高齢者医療の保険証更新のお知らせ

令和6年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証を更新します。新しい保険証は『うすいオレンジ色』です。7月初旬から順次（簡易書留・特定記録）郵便にて送付します。



●新しい保険証と現在お持ちの保険証について

今回お届けする「うすいオレンジ色」の新しい保険証は、7月1日から有効ですので、保険証が届き次第使用できます。これまでの「みず色」の保険証は、8月1日以降使用できません。保険年金課に返却していただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、個人情報に十分注意して処分してください。

●一部負担金の割合をご確認ください

令和6年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。今まで1割だった人が2割負担に変更となる場合は「2割（令和6年7月31日までは1割）」と表示されます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するお知らせ

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）の施行により令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止となります。

●令和6年12月2日以降に被保険者証の再交付を受けるもしくは、新たに75歳になる場合

マイナ保険証の利用登録をされている人は「資格情報のお知らせ」を交付します。

また、利用登録がない人や国が定める理由により申請された人については「資格確認書」を交付します。

※令和6年12月1日までに交付された被保険者証については、令和7年7月31日までご使用いただけます。

●問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273
和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688



安全な水道水をお届けします

市では、水道水を安心して利用していただくため、橋本市上水水質検査計画を策定し、これからも安全で良質な水道水をお届けします。



水質検査について

水道法では、給水区域の末端で水道水を採取し、定期的に水質検査を行うことが定められています。

市では、安全性を重視するという観点から、年4回水質基準51項目の全てを検査し、水道水の安全を確認しています。

●有機フッ素化合物について

水質基準51項目とは別に、水質管理目標設定項目27項目に含まれている有機フッ素化合物（PFOsおよびPFOA）についても、定期的に検査を実施しています。検査の結果、国の目標値を下回っています。

安心して水道水をご使用ください

市では、国が定めた水道水質基準に従って、適切に塩素消毒など浄水処理を行い、カビ臭対策として粉末活性炭を適宜注入し、安全な水道水を供給しています。



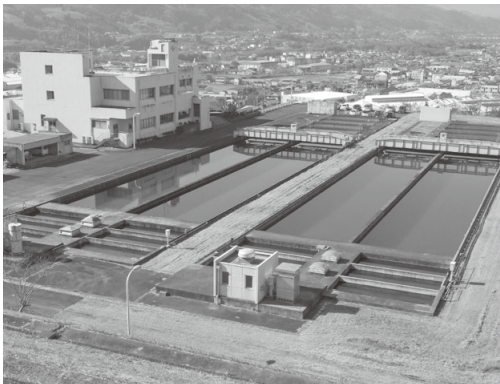
安全な水道水ができるまで

橋本市浄水場配水系フロー



最新の水質検査結果などについて

「最新の水質検査結果」および「令和6年度橋本市上水水質検査計画」は、市ホームページ（右の二次元コード）で確認できます。



浄水場（隅田町真土）